

●香川県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年8月29日

香川県監査委員 木下典幸
同 武田宏之
同 十河直
同 里石明敏

- 1 監査対象部局 公営企業会計
- 2 監査対象年度 令和4年度
- 3 監査の実施内容

香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、次の監査対象機関に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

監査対象機関	監査年月日
県立病院課	令和5年7月24日
中央病院	令和5年7月13日
丸亀病院	令和5年7月26日
白鳥病院	令和5年7月21日
下水道課	令和5年7月31日

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

(ア) 小口資金からの支払について、財務規程に定められた上限を超えているものが1件あった。（中央病院）

イ 財産について

(ア) 県有自動車1台について、6か月法定点検をしていなかった。（中央病院）

(3) 検討指示事項

ア 支出について

(ア) 看護師等の長期研修に係る旅費について、これまでの経緯を調査の上、病院局共通の支給基準、支給範囲及び実費額確認のために必要な証拠書類を具体的に規定するよう検討されたい。（県立病院課）